

大分県住宅確保要配慮者居住支援法人指定等基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定基準及び第61条の規定に基づく変更の認可基準を以下と定める。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第59条第1項第1号関係）

法第60条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画（以下「支援業務実施計画」という。）が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）が次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務を行う区域が定められていること。
- 二 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められていること。
- 三 支援業務を行うにあたっての組織体制、人員体制が備えられていること。
- 四 県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。
- 五 支援業務の具体的内容及び実施方法が定められていること。
- 六 地方公共団体等との連携に関する事項が定められていること。
- 七 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項が定められていること。

2 経理的及び技術的基礎を有する基準（法第59条第1項第2号関係）

支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、申請法人が次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務の実施に必要な自己資金及び財産を有していること。
- 二 債務超過の状態にないこと。
- 三 法第62条第1項第1号から第5号のうち、行おうとする支援業務について、過去（申請年度の過去5年以内）に行っている実績があること。
- 四 支援業務を実施するにあたり、実務経験等を有する役員又は職員が実際の支援業務に関与していること。

3 法第62条第1項第1号又は第5号の業務を行う知識及び能力並びに財産的な基礎を有する基準（法第59条第1項第3号関係）

法第62条第1号又は第5号の業務を適正かつ確実に行うことに足る知識及び能力を有するものであることについて、当該業務に応じて、イ又はロの各号いずれかに適合すること。また、当該業務を確実に遂行するために必要な財産的な基礎を有するものであること。

について、次のすべてに適合すること。

(知識及び能力を有するもの)

イ 法第62条第1項第1号の業務を行う場合

- 一 法第62条第1項第2号から第5号のうちいずれかの支援業務の実績があること。
- 二 同法国土交通省令第20条第1項第2号の登録を受けている者。
- 三 その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の実績があること。

ロ 法第62条第1項第5号の業務を行う場合

- 一 法第62条第1項第1号から第4号のうちいずれかの支援業務の実績があること。
- 二 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の実績があること。
- 三 その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の実績があること。

(財産的な基礎を有するもの)

- 一 支援業務の実施に必要な自己資金及び財産を有していること。
- 二 債務超過の状態にないこと。

4 役員又は職員の構成に関する基準(法第59条第1項第4号関係)

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであることについて、申請法人の役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は指定を行わないものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。(以下「暴力団員等」という。)
- 二 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている場合。
- 三 暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合。
- 四 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- 五 前各号いずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている場合。
- 六 成年被後見人又は被保佐人。
- 七 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

- 九 債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第二十一条第一項(同法第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項、第二十四条の五第二項及び第二十四条の六において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 十 法の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 十一 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。(当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。)
- 十二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が上記各項目に該当する場合。

5 支援業務以外の業務の実施に関する基準(法第59条第1項第5号関係)

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、申請法人が次の各号の全てに適合すること。

- 一 原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。
- 二 居住支援以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合は、支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと。
- 三 法43条第1項に規定する債務保証業務を行っている場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

6 その他公正かつ適確な業務の実施に関する基準(法第59条第1項第6号関係)

前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、申請法人が次の各号の全てに適合すること。

- 一 定款等において、申請法人が特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であること。
- 二 居住支援法人として支援業務を実施することについて、意思決定がなされていること。
- 三 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱い

を定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

- 四 その他、法人が宗教活動や政治活動を主たる目的としていないことなど、支援業務を公正かつ適確に行うことができると判断する上で問題ないこと。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

法第61条の規定に基づく変更の認可については、本基準の「指定」を「認可」と読み替えて準用する。